

上市町地域材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町地域材活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「木造住宅」とは、次に掲げる要件の全てを満たす家屋（車庫、納屋等の当該家屋に附属する家屋を含む。）をいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する基準を満たす家屋のうち、居住の用に供する部分の登記面積が100平方メートル以上のものであること。
- (2) 1戸建ての木造の家屋であって、その建設に県内産木材が3立方メートル以上使用されたものであること。
- (3) 建築士が設計した家屋であること。

(補助金の交付)

第3条 町長は、県内産木材の活用を促進するため、町内における木造住宅の建設に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、同一世帯及び同一物件につき1回限りとする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等の交付の申請時において世帯に属する者の全てが町内に住所を有する当該世帯の代表者とする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、町内において対象者が属する世帯が居住するための木造住宅の新築又は増改築に要する経費で当該年度において施工業者に支払ったものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を上限として、町長が定める額とする。

- (1) 300,000円
- (2) 対象経費の全額
- (3) 当該木造住宅の新築又は増改築に使用する県内産木材の材積（1立方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に、次に掲げる木材の区分に応じ、それぞれに定める単価を乗じた額を合計した額
 - ア 県内産木材（町内産木材を除く。） 1立方メートル当たり 10,000円
 - イ 町内産木材 1立方メートル当たり 20,000円

(交付申請書の様式)

第7条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町地域材活用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)とし、当該申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 当該木造住宅に入居を予定する者全員の住民票
- (3) 県内産木材使用箇所を明示した平面図及び立面図
- (4) 県内産木材使用計算書(木材調書)
- (5) 見積書又はそれに類するものの写し
- (6) 建築確認済証の写し(確認申請書、添付図面等を含む。)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定書の様式)

第8条 規則第6条に規定する文書の様式は、上市町地域材活用促進事業補助金の交付決定について(様式第3号)とする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の目的を達成するために付す条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付に係る木造住宅の新築又は増改築事業(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告書の様式)

第10条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町地域材活用促進事業実績報告書(様式第4号)とし、報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
- (2) 県内産木材使用証明書(様式第6号)
- (3) 売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (4) 領収書又はこれに類するものの写し
- (5) 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)
- (6) 県内産木材を使用したことを証する写真で次に掲げるもの
 - ア 伐採場所の写真
 - イ 製材した材木の写真
 - ウ 建方後の写真
 - エ 工事完了時の写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

- 2 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助事業完了の日から起算して 1 月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(細則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の上市町地域材活用促進事業補助金交付要綱の規定により申請されているものについては、なお従前の例による。